

目次

I 市営住宅の申し込みをされる方へ

- 1 市営住宅での迷惑行為の禁止・・・2
- 2 市営住宅の明渡し請求・・・3
- 3 市営駐車場使用許可の取消し・・・3
- 4 その他注意事項・・・4
- 5 入居者資格の失効・・・4

II 市営住宅申し込みの条件

- 1 申し込みの条件・・・6
- 2 収入基準・・・8

III 市営住宅に入居するまでの手続き

- 1 入居の申し込み・・・10
- 2 抽選会の開催・・・10
- 3 書類の提出、審査・・・11
- 4 入居者選考委員会の開催・・・16
- 5 入居の決定・・・16
- 6 住宅の下見・・・16
- 7 入居、住民票の提出・・・16

IV 市営住宅の位置・住宅情報

- 1 佐世保中央地区・・・17
- 2 相浦地区・・・21
- 3 中北部地区・・・23
- 4 日宇地区・・・28
- 5 東部地区・・・29
- 6 北部地区・・・31

V 様式

佐世保市営住宅入居申込書兼誓約書

- 様式① 月別支払証明書（給与所得）
- 様式② 収支明細書（事業所得）
- 様式③ 退職（予定）証明書
- 様式④ 立退請求証明書
- 様式⑤ 単身入居の入居者資格認定のための申立書
- 様式⑥ 税に滞納のない証明書
- 様式⑦ 無職である旨の調査書
- 様式⑧ 婚約証明書
- 様式⑨ マイナンバー提供依頼書

I 市営住宅の申し込みをされる方へ

1 市営住宅での迷惑行為の禁止

市営住宅は、様々な人が生活する共同住宅ですので、市営住宅に入居する場合は、入居者の皆さまがルールを守って快適な生活を送るために、施設や設備を正常な状態で使用していただくとともに、他の入居者や近隣住民に迷惑をかけないようにしなければなりません。

(1) 犬、猫、その他生物の飼育は禁止しています

動物の鳴き声による騒音、糞尿・抜毛・臭いによる生活衛生上の迷惑、危害を加えられることは、他の入居者にとって大変迷惑です。

また、室内に臭い、汚れ、傷等がつき、室内の傷みが早くなりますので飼育できません。

(2) 他の入居者が不快に感じる騒音を出さないでください

楽器又はカラオケの演奏、大声、床又は壁等を叩いたり蹴ったりして、断続的に騒音又は振動を起こすことは、他の入居者の迷惑になります。

室内を走り回る音、深夜、早朝の話し声や洗濯、掃除、ドアを開閉する時には、他の入居者に迷惑をかけないよう気をつけなければなりません。

(3) 住宅内やベランダ、共用部分にゴミを放置しないでください

生ゴミ等を放置することで、悪臭やハエ、ゴキブリ、ネズミ等の有害生物を発生させることになります。

他の入居者に対して精神的な苦痛を与える原因になり、また室内の傷みが早くなりますので、ゴミを放置しないで適正に処分しなければなりません。

(4) 粗暴な言動や行動はしないでください

大声や恫喝等の粗暴な言動や行動は、他の入居者に精神的な苦痛を与えるだけでなく、恐怖感を与える原因になるためしないでください。

(5) 火災や水漏れを起こさないでください

火災や水漏れは、市民の財産である市営住宅だけではなく、他の入居者の財産に損害を与え、又身体を傷つける原因になるため、火災や水漏れを起こさないようにしてください。

2 市営住宅の明渡し請求

次のような場合は、住宅の明渡しを請求することになります。

- ・ 不正な行為によって入居したとき。
- ・ 家賃、家賃債務保証業者への支払いを3か月以上滞納したとき。
- ・ 住宅や、共同施設を故意にき損したとき。
- ・ 正当な理由なく、15日以上市営住宅を使用しないとき。
- ・ 同居、承継手続きをしないとき。
- ・ 周辺の環境を乱し、他の入居者に迷惑をかけたとき。
- ・ 住宅を他の者に貸す、又は居住の権利を他の者に譲渡したとき。
- ・ 無断で、住宅を他の用途に使用したとき。
- ・ 無断で、住宅を模様替え、増築したとき。
- ・ 暴力団員であることが判明したとき。

3 市営駐車場使用許可の取消し

次のような場合は、駐車場の使用許可を取り消すことになります。

- ・ 不正な行為によって駐車場使用決定を受けたとき。
- ・ 家賃、駐車場使用料又は家賃債務保証業者への支払いを3か月以上滞納したとき。
- ・ 駐車場または、その附帯する設備を故意にき損したとき。
- ・ 正当な理由なく、15日以上駐車場を使用しないとき。
- ・ 駐車区画を他の者に貸す、又は使用权を他の者に譲渡したとき。
- ・ その他、駐車場の管理に支障を及ぼす恐れがあることをしたとき。
- ・ 市営住宅の入居者でなくなったとき、又は運転資格を失ったとき、若しくは住宅の明渡しを請求されたとき。

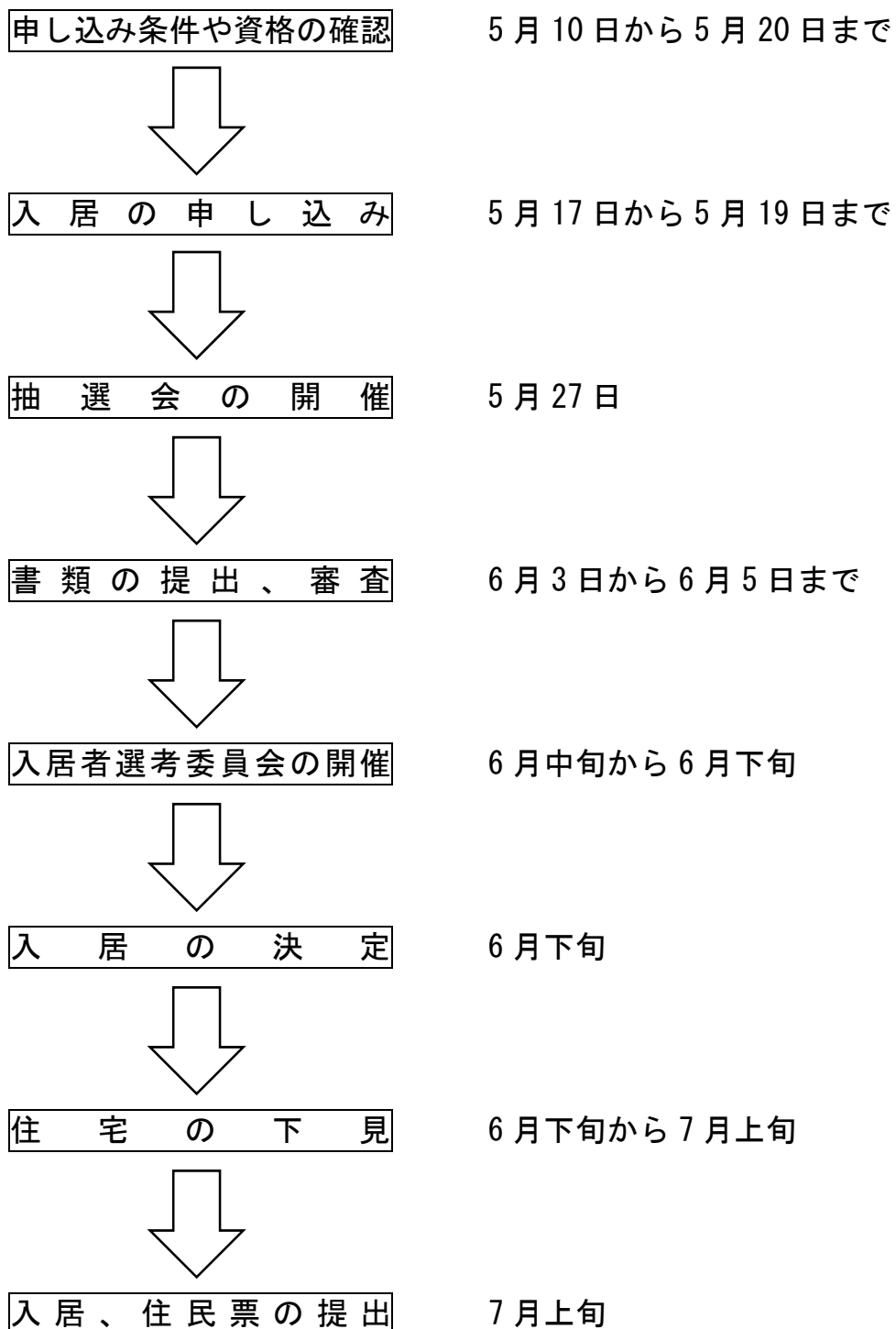
エアコンやガスコンロ、居室の照明器具やカーテンは設置されていません。網戸を必要とする方は、ご自身の負担で設置し、退去時には撤去してください。

入居後、家賃とは別に共益費の負担があります。共益費は、共用廊下の照明灯の電気代など、共同で使用する施設費用になります。

市営住宅を退去する際は、畳の表替え、襖の張替え、故意又は過失による修繕費用を負担してもらいます。

- ①申し込み条件を満たしていないことや、入居者資格がないことが分かった場合
- ②申し込みから入居までの間に、入居者資格がなくなった場合
- ③一つの定期募集で2件以上の申し込みや、同じ人が2世帯の構成員になるなど、重複した申し込みをした場合
- ④同居中の家族がそれぞれ別の住宅を申し込み、そのうちの誰かが当選したら当選した住宅に2人そろって入居するなど、家族を不自然に分割する申し込みや、友人等の寄り合い世帯又は、扶養する親がいるのに祖父母と孫で申し込みするなど、不自然に合体した申し込みをした場合
- ⑤虚偽の内容で申し込みをした場合（今後の申し込みはできません）
- ⑥入居可能日から10日以内に、申込時の入居者が一人でも入居できない場合
- ⑦指定期限までに敷金の納付がない場合や、入居に必要な書類の提出がない場合
- ⑧市営住宅に入居後2か月以内に、家屋を解体し、滅失登記済証の提出がない場合
- ⑨入居する方が、暴力団員の場合
- ⑩結婚予定で申し込んだ方で、市営住宅への申込月を含めた3か月以内に婚姻届を受理されなかった方
- ⑪様式③の退職予定証明書を提出し申し込んだ方で、公共職業安定所が発行する離職票、退職証明書等の提出がなかった方
- ⑫申込時にお住まいの住宅から、住宅の変更又は、住民票を異動された方
- ⑬当選した住宅への入居を辞退された方（補欠者を繰り上げ当選しますので、辞退する場合は早急に連絡してください）
- ⑭佐世保市営住宅の使用に対する債務が残っている方

■入居するまでの期間の目安（令和6年度第1期定期募集の場合）



次のページから、

市営住宅申し込みの条件や入居するまでの手続きを記載しています

Ⅱ 市営住宅申し込みの条件

1 申し込みの条件

(1) 一般住宅

申込の時点で、次の条件を全て満たす世帯が対象になります。

①同居親族、又は同居しようとする親族があること

市営住宅への申込月を含めた3か月以内に婚姻する場合は、申し込みができます。

内縁関係にある方は、住民票に「未届けの夫」又は「未届けの妻」と記載されており、それぞれ戸籍上に配偶者がいないことを確認できる方に限ります。

戸籍上離婚しておらず、現に同居している夫婦の一方が、別居のための住宅確保を目的に申込みをすることは、世帯の分離となりますので申し込みできません。

②収入が、基準額内であること

8 ページ参照。ただし、市単独住宅に限っては、収入に関係なく申し込みができます。

③申込者及び同居しようとする親族名義で家屋を所有していないこと

契約書の写し等で売却が確認できる場合や、家屋を解体し、滅失登記済証の提出が市営住宅に入居後2か月以内にできる場合は、申し込みができます。

④市町村税の滞納がないこと

⑤住宅の確保に困っていること（公営住宅に入居中の方は申し込みができません）

⑥申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと

⑦過去に市営住宅及び特定公共賃貸住宅の入居又は退去に係る重大な契約違反がなく、現に家賃等債務がないこと

(2) シルバーハウジング

ア 通常のシルバーハウジング

(1) の一般住宅の②から⑦の条件を全て満たし、世帯構成が次のどれかに該当する世帯が対象になります。

- ①常時の介護を必要としない、60 歳以上の単身者又は障がい者の単身者
- ②夫婦のみの世帯で、少なくとも一方が 60 歳以上又は障がい者がある世帯
- ③60 歳以上のみの親族世帯
- ④障がい者のみの親族世帯
- ⑤障がい者と 60 歳以上の親族世帯
- ⑥障がい者と少なくとも一方が 60 歳以上の夫婦

イ 車いすが使用できるシルバーハウジング

アの通常のシルバーハウジングの条件を満たし、常時車いすを使用する障がい者があること。常時とは、室内、室外を問わず、常に使用している場合に限ります。

アとイのシルバーハウジングに入居される方は、生活援助員派遣等に要する費用として、所得に応じた費用負担が必要な場合があります。

(3) 車いす住宅

(1) の一般住宅の①から⑦の条件を全て満たし、常時車いすを使用する障がい者があること。常時とは、室内、室外を問わず、常に使用している場合に限ります。

(4) 若者住宅

(1) の一般住宅の①及び、③から⑦の条件を全て満たし、申込時に申込者及び同居する親族が45歳未満であること。収入基準に関係なく申し込みができます。

(5) 単身世帯向け住宅

(1) の一般住宅の②から⑦の条件を全て満たし、次のどれかに該当する方が対象です。ただし、単身で申し込みができる住宅は限られています。

北部地区は、過疎地域指定があるため、北部地区内の単身世帯向け住宅は、次の①から⑧の条件を満たす必要はありません。

①60歳以上

②身体障害者手帳1級から4級、精神障害者保健福祉手帳1級、2級、療育手帳A1、A2、B1の方

③戦傷病者手帳の交付を受け、その手帳に記載されている障がいの程度が、恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症までの方、又は同別表第1号表の3の第1款症の方

④原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項により、厚生労働大臣の認定を受けている方

⑤生活保護法による被保護者の方

⑥海外からの引揚者で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方

⑦ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者など

⑧DV被害者又は、犯罪被害者等の方

単身で入居される方は、様式⑤の単身入居の入居者資格認定のための申立書の提出が必要です。②から⑧に該当する方は、手帳又は証明書での確認が必要になります。また、精神障害者保健福祉手帳1級、2級又は療育手帳A1、A2、B1のどれかに該当する方の入居は、共同住宅での生活が可能と判断される方に限ります。

公営、改良住宅の入居申込みには、月額収入が一定基準内にあることが必要です。

「月額収入」とは、年間総所得（入居しようとする家族全員の１年分の所得の合計）から控除の合計を差し引いた後の金額を、12 で割った金額です。一般に言われる「手取り」ではありません。

月額収入＝年間総所得－控除÷12

公営住宅 月額収入が 15 万 8 千円以下（裁量世帯：月額収入が 21 万 4 千円以下）

改良住宅 月額収入が 11 万 4 千円以下（裁量世帯：月額収入が 13 万 9 千円以下）

障がい者世帯など、特に居住の安定を図る必要がある世帯（裁量世帯）については、上記基準が括弧内に緩和されます。裁量世帯は下記表のとおりです。北部地区である吉井町、世知原町、宇久町、小佐々町、江迎町、鹿町町の公営住宅は、月額収入が 25 万 9 千円以下まで緩和されます。

対象世帯	裁量世帯要件
身体障がい者	申込者又は同居者に、身体障害者手帳の交付を受けている方で、障害程度が 1 級から 4 級までの方がいる世帯
精神障がい者	申込者又は同居者に、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障害の程度が 1 級または 2 級の方がいる世帯
知的障がい者	申込者又は同居者に、療育手帳の交付を受けている方で、障害の程度が A1、A2、B1 の方がいる世帯
60 歳以上	申込者が 60 歳以上であって、かつ、同居者のいずれも 60 歳以上または 18 歳未満の方である世帯
戦傷病者	申込者又は同居者に、戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が特別項症から第 6 項症の方がいる世帯
原子爆弾被爆者	申込者又は同居者に、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
海外からの引揚者	申込者又は同居者に、海外からの引揚者であることの証明書（厚生労働省社会・援護局長の発行する永住帰国者証明書）の交付を受けている方で、本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない方がいる世帯
ハンセン病療養所入所者	申込者又は同居者に、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第 2 条に規定するハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯
小学校就学前の子どもがいる	同居者に、小学校就学前の子どもがいる世帯

①収入計算の対象になる収入

国民年金、厚生年金、恩給等（ただし、遺族年金、障害年金は対象外）、給与所得、事業所得、雑所得、利子・配当など継続的な収入で課税対象になるもの

②収入計算の対象にならない収入

退職所得、譲渡所得、一時所得、その他の所得のうち一時的なもの、生活保護法による扶助費、雇用保険金、労災保険金、遺族年金、障害年金

控除の種類

控除の名前	対象になる人	控除額
所得調整控除	給与所得、年金所得がある人	10 万円
同居親族等控除	申込者を除く同居者、所得税法に規定する別居の扶養親族	38 万円
老人扶養控除	70 歳以上の扶養親族	10 万円
特定扶養親族控除	16 歳以上 23 歳未満の扶養親族	25 万円
障がい者控除	所得税法上の障がい者	27 万円
特別障がい者控除	障がい者のうち重度の障がい者がある人	40 万円
寡婦控除	所得税法上の寡婦	27 万円を上限
ひとり親控除	所得税法上のひとり親	35 万円を上限

家賃算定分位表

申込ができる 月額収入上限額	分位	月額収入
一般世帯	1 分位	0～104,000 円
	2 分位	104,001～123,000 円
	3 分位	123,001～139,000 円
	4 分位	139,001～158,000 円
裁量世帯	5 分位	158,001～186,000 円
	6 分位	186,001～214,000 円
北部地区の住宅	7 分位	214,001～259,000 円

公営住宅、改良住宅の家賃は、収入と、住宅の面積、築年数、立地や設備の利便性に応じて計算します。また、入居後は毎年7月の収入申告により翌年4月からの家賃を計算します。収入申告がない、収入申告に不備がある場合は収入が分からないため、近傍同種の住宅の家賃（民間の家賃相当額）になり、家賃負担額が大きくなります。

Ⅲ 市営住宅に入居するまでの手続き

提出書類の記入は全て、黒のボールペンで記入してください。消すことができるペンや鉛筆では記入しないでください。

1 入居の申し込み

定期募集では、年に4回募集します。この冊子の中にある「佐世保市営住宅入居申込書兼誓約書」に記入し、指定された場所に指定期間内に提出してください。申し込みをしたい住宅を一つ選んで記入しますが、申し込み後の住宅の変更はできません。

申し込み回数によっては、抽選の優遇を受けることができますので、これまでの申し込み回数を証明するための受け付けの控えを提出してください。

郵送による申し込みや、受付期間以外の申し込みは受け付けません。また、支所での受付もできませんが、宇久行政センターのみ指定期間内であれば受け付けができます。

なお、定期募集で申し込みがなかった住宅を、随時募集として募集している住宅があります。詳しくはお尋ねください。

2 抽選会の開催

複数の応募があった場合は、抽選を行います。抽選会は公開により開催します。応募が複数あった部屋については、仮当選者と仮当選者が何らかの理由によって入居できない場合に備え、補欠を3名まで抽選します。繰り上げ当選の有効期限は、次の定期募集の用紙配布日の前日までです。抽選で1番目に出た番号の方が仮当選、2番目が補欠第1順位、3番目が補欠第2順位になります。なお、感染症拡大時など、抽選を非公開とする場合があります。

申し込み受付時に、申込書に受付番号を記入してお返しします。この番号が抽選番号になります。抽選優遇で複数の番号がある方は、受付番号が複数あります。

抽選器を回す人を会場の中から選びますが、抽選会への参加は強制ではありません。抽選日の翌営業日から、電話やホームページで結果の確認ができます。お問い合わせの際は、お渡しした受付票をお手元においてお問い合わせください。

また、定期募集で申し込みがなかった住宅は、抽選日の数日後に随時募集として募集しますが、入居者の決定は申し込みが早い先着順にします。同日に同じ部屋の申し込みが複数あった場合は、抽選により入居者を決定します。

【抽選の優遇】

回転式抽選器を使用し、通常玉数は１個ですが、次の方は玉数が増えます。

玉数	対象になる方
２個	申込回数が４回又は５回
	障がい者世帯
	６０歳以上のみの世帯
３個	申込回数が６回以上
	子育て世帯 ※１８歳未満の子がいる世帯（ひとり親世帯の場合は２０歳未満の子）
	若者夫婦世帯 ※いずれかが４０歳未満の夫婦のみの世帯
	多子世帯 ※１８歳未満の者が３人以上いる世帯
	６０歳以上と１８歳未満の者のみの世帯

申し込み回数が証明できるものがない場合や、当選後に辞退又は失格となった場合は、初回申し込みとなり、抽選の優遇を受けることができません。

３ 書類の提出、審査

当選された方は、申し込み条件を満たしていること、入居者資格があることを確認するために、必要な書類の提出後、審査を行います。なお、指定された期限までに書類の提出ができない時や、審査の結果失格になり、入居できない場合があります。

【入居資格審査に必要な提出書類】

■住民票の写し（マイナンバーを利用する場合は、住民票の提出を省略できます）

現在同居している世帯全員の住民票で、他の世帯と同居されている方は他の世帯の住民票も提出してください。（市営住宅入居手続きに限って、同居している他世帯の住民票を請求することができます。）また、結婚予定での申し込みは、入居申込者と婚約者両方の住民票を提出してください。住民票は、世帯主と続柄が記載されているものを提出してください。

外国人の方は、国籍、在留資格、在留期間の確認ができるものも提出してください。

マイナンバーを利用する場合は、住民票の提出を省略することができますが、マイナンバーを利用するための同意書（様式⑨）へ記入し、提出してください。

■戸籍謄本

単身世帯やひとり親世帯での申し込みで、婚姻関係にある人がいないかを確認しなければならない場合や、入居予定者の関係が住民票で確認できない場合は、戸籍謄本を提出してください。

■市町村税に滞納がないことが分かる証明（市町村によって証明書の名前が異なります）

申込者及び同居する方で、収入がない学生を除く 16 歳以上の方は、提出してください。

令和 6 年 1 月 1 日（第 1 期のみ令和 5 年 1 月 1 日）にお住まいだった市町村に請求するため、佐世保市外にお住まいの方や、佐世保市に転入された方は、令和 6 年 1 月 1 日にお住まいだった市町村にお問い合わせください。

■家賃の領収証等

市営住宅の確保が必要であるかどうか又、市営住宅の家賃を支払うことができるか確認するため、現在居住している住宅の家賃額が分かる賃貸借契約書及び、納入が確認できる直近 3 ケ月分の領収証、預金通帳などを提出してください。

■佐世保市営住宅申込受付時にお渡しした佐世保市営住宅申込受付票

■上記を除く、必要な場合に提出する書類

①婚約証明書

現在婚約中で、申込月を含めた 3 か月以内に婚姻される方は、様式⑧の婚約証明書に申込者、婚約者、申込者と婚約者両方の親族が記入、押印後に提出してください。

②障害者手帳や療育手帳など

市営住宅に入居する方が手帳をお持ちの場合は、手帳を提示してください。身体障害者手帳については、マイナンバーを利用することで省略することができるため、マイナンバーを利用するための同意書（様式⑨）へ記入し、提出してください。

③現在お住いの住宅からの立ち退きを請求された方

様式④の立退請求証明書に証明してもらい、提出してください。

その他、書類を提出してもらう場合があります。提出後の書類の返却はできません。

■収入を証明する書類

①令和6年5月（第1期）定期募集 ア及び、イの中から該当するものを提出

- ア **令和4年分所得課税証明書**（所得名と金額、税法上の控除の記載があるもの、令和5年分所得課税証明書が発行できる場合は令和5年分でも可能）

マイナンバーを利用する場合は、所得課税証明書の提出を省略することができますが、マイナンバーを利用するための同意書（様式⑨）へ記入し、提出してください。

申込者及び同居する方で、収入がない学生を除く16歳以上の方は、提出してください。

生活保護による扶助費の支給を受けている方は、所得課税証明書の提出は不要です。

税の申告をされていない方は、申告が必要になります。

- イ **給与所得者** 令和5年1月2日から同じ勤務先の方は、令和5年分源泉徴収票
令和5年1月2日以降に勤務先が変わった方、又は就職した方は現在の勤務先の月別支払証明書（様式①）
申し込み月の翌月末日までに退職予定の方は、退職予定証明書（様式③）

- 事業所得者（自営業）** 令和5年1月2日から同じ事業の方は、令和5年分確定申告の控え
令和5年1月2日以降に事業を始めた方は、収支明細書（様式②）

- 年金受給者** 令和5年1月2日以降に受給を開始した方のみ、年金振込通知書
申し込み時に年金収入のみの方で、令和4年に給与などの年金以外の収入がある場合は、下記の無職の方の書類も提出してください。

- 生活保護受給者** 福祉事務所の証明書。佐世保市内にお住まいの方は、マイナンバーを利用することで提出を省略することができますが、マイナンバーを利用するための同意書（様式⑨）へ記入し、提出してください。

- 無職の方** 退職後3か月以内の方は、離職票又は勤務されていた会社の退職証明書（様式③）

雇用保険を受給している方は、雇用保険受給資格者証

離職票、退職証明書、雇用保険受給資格者証がない方は、お住いの地区の民生委員の証明である、無職である旨の調査書（様式⑦）

②令和6年8月（第2期）、令和6年11月（第3期）定期募集

ア及び、イの中から該当するものを提出

ア **令和5年分所得課税証明書**（所得名と金額、税法上の控除の記載があるもの）

マイナンバーを利用する場合は、所得課税証明書の提出を省略することができますが、マイナンバーを利用するための同意書（様式⑨）へ記入し、提出してください。

申込者及び同居する方で、収入がない学生を除く16歳以上の方は、提出してください。

生活保護による扶助費の支給を受けている方は、所得課税証明書の提出は不要です。

税の申告をされていない方は、申告が必要になります。

イ **給与所得者** 令和5年1月2日から同じ勤務先の方は、アの所得課税証明書

令和5年1月2日以降に勤務先が変わった方、又は就職した方は現在の勤務先の月別支払証明書（様式①）

申し込み月の翌月末日までに退職予定の方は、退職予定証明書（様式③）

事業所得者（自営業） 令和5年1月2日から同じ事業の方は、アの所得課税証明書

令和5年1月2日以降に事業を始めた方は、収支明細書（様式②）

年金受給者 令和5年1月2日以降に受給を開始した方のみ、年金振込通知書

申し込み時に年金収入のみの方で、令和5年に給与などの年金以外の収入がある場合は、下記の無職の方の書類も提出してください。

生活保護受給者 福祉事務所の証明書。佐世保市内にお住まいの方は、マイナンバーを利用することで提出を省略することができますが、マイナンバーを利用するための同意書（様式⑨）へ記入し、提出してください。

無職の方 退職後3か月以内の方は、離職票又は勤務されていた会社の退職証明書（様式③）

雇用保険を受給している方は、雇用保険受給資格者証

離職票、退職証明書、雇用保険受給資格者証がない方は、お住まいの地区の民生委員の証明である、無職である旨の調査書（様式⑦）

③令和7年2月（第4期）定期募集 ア及び、イの中から該当するものを提出

ア **令和5年分所得課税証明書**（所得名と金額、税法上の控除の記載があるもの）

マイナンバーを利用する場合は、所得課税証明書の提出を省略することができますが、マイナンバーを利用するための同意書（様式⑨）へ記入し、提出してください。

申込者及び同居する方で、収入がない学生を除く16歳以上の方は、提出してください。

生活保護による扶助費の支給を受けている方は、所得課税証明書の提出は不要です。

税の申告をされていない方は、申告が必要になります。

イ **給与所得者** 令和6年1月2日から同じ勤務先の方は、令和6年分源泉徴収票
令和6年1月2日以降に勤務先が変わった方、又は就職した方は現在の勤務先の月別支払証明書（様式①）

申し込み月の翌月末日までに退職予定の方は、退職予定証明書（様式③）

事業所得者（自営業） 令和6年1月2日から同じ事業の方は、令和6年分確定申告の控え
令和6年1月2日以降に事業を始めた方は、収支明細書（様式②）

年金受給者 令和6年1月2日以降に受給を開始した方のみ、年金振込通知書
申し込み時に年金収入のみの方で、令和5年に給与などの年金以外の収入がある場合は、下記の無職の方の書類も提出してください。

生活保護受給者 福祉事務所の証明書。佐世保市内にお住まいの方は、マイナンバーを利用することで提出を省略することができますが、マイナンバーを利用するための同意書（様式⑨）へ記入し、提出してください。

無職の方 退職後3か月以内の方は、離職票又は勤務されていた会社の退職証明書（様式③）

雇用保険を受給している方は、雇用保険受給資格者証

離職票、退職証明書、雇用保険受給資格者証がない方は、お住まいの地区の民生委員の証明である、無職である旨の調査書（様式⑦）

■連帯保証人が提出する書類

印鑑証明書、所得課税証明書、市町村税に滞納がないことを証明する書類、本籍地記載の住民票、その他必要な書類。連帯保証人は個人を保証人としますが、保証会社である法人を利用することもできます。保証会社を利用する場合は、別途契約が必要になります。

4 入居者選考委員会の開催

入居者を正式に決定し、文書通知をします。補欠となった人は、仮当選者が入居できない場合に繰り上げますので、繰り上げ当選通知後に書類を提出してもらいます。

5 入居の決定

入居決定通知書、敷金納付書を渡しますので、敷金を入居決定日から 10 日以内に支払ってください。敷金は、家賃の 3 か月分に相当する額になります。月の途中で入居した場合の家賃は、日割計算になります。また、請書と誓約書についても 10 日以内に提出してください。

請書と誓約書に記入してもらう連帯保証人は、市営住宅の家賃を支払うことができる能力がある 75 歳未満で、申込者と異なる住所でかつ、市町村税に滞納がない方を立ててください。

6 住宅の下見

住宅の下見を行い、入居前の室内の状況を点検し記入する、室内点検報告書を提出してもらいます。

7 入居、住民票の提出

敷金の納付、請書と誓約書、連帯保証人が提出した書類の確認、室内点検報告書の提出後、入居される住宅の鍵を渡します。転居・転入の手続きを行った後に、世帯全員分が記載された住民票を提出してください。